

◆号外◆

広報おおま

2020年(令和2年)

7月15日発行

(7月10日現在)



発行:大間町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

新型コロナウイルス感染症 新しい生活様式の定着に向けて

町民の皆さんによる、感染防止対策へのご協力により、大間町の新型コロナウイルス感染症の発生はゼロのまま経過しています。

この感染症は、一時、感染拡大が落ち着いたかのように見えましたが、首都圏の感染者は後を絶たず、青森県内においても新たな感染者が確認される等、予断を許さない状態です。収束するまで長期間かかると予測されているため、今後も一人ひとりが予防行動に努め、生活していくことが重要となります。

感染予防に着目した「新しい生活様式」を、あたりまえの生活にすることで、新型コロナウイルス感染症のみならず、他の感染症を防ぎ、ひいては、皆さまの健康を守ることへつながります。

住民皆一致団結し、新型コロナウイルス感染症を根絶させるべく、戦いましょう！

全町民へのお願い

1

第2回目の『地域振興商品券』の配布が決定しました。大間町の経済を支えるため、町内での消費にご協力をお願いします。

なお、第1回目の『地域振興商品券』の利用期限は令和2年8月31日(月)までとなっていますので、ご使用くださるようお願いします。

2

感染予防対策へのご協力をお願いします。

- ◆人の密集する場所でのソーシャルディスタンシング(人と人との距離をとる)を守り、外出時はマスク着用し、手洗い・手指消毒をこまめに行う等、予防に努めましょう。
- ◆ご自分やご家族に体調の変化があった場合には、外出せず、自宅で安静にし、様子を観察しましょう。

大間町経済対策 第2弾

→ 地域振興商品券(2回目)の配布

◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内経済対策の第2弾として、住民全員へ地域振興商品券を配布

1. 商品券の内容

町民1人につき、一律10,000円（1,000円券×10枚綴）

※令和2年7月1日現在で町内に住所を有するすべての方が対象

(内訳) 共通商品券3,000円分
…大型店舗を含む利用が可能

専用商品券7,000円分
…町内各店舗のみ利用が可能



2. 配布期間

◆令和2年7月22日(水)～31日(金)まで 世帯主宛に郵送(簡易書留)

※配達時に不在の場合は、配達日より10日間は郵便局、その後は役場産業振興課で保管します。

※長期不在等で受け取ることができない場合は、役場産業振興課にご連絡ください。なお、商品券の受け取りは世帯主本人または世帯員に限ります。受け取り期限は10月30日(金)まで。

3. 商品券の利用期限

◆令和2年7月22日(水)～令和2年10月31日(土)

※1回目の商品券利用期間は令和2年8月31日(月)までとなります。忘れずにご利用ください。

4. 利用可能な店舗

◆「取扱店登録証明書」が提示されている店舗

※店舗のポスター等表示をご確認のうえ、ご利用ください。

なお、1回目と2回目合わせて、ポスターが2種類掲示される場合があります。

5. その他

商品券の取扱い

- ◆商品券は物品の販売及び役務の提供等の取引において利用可能です。
- ◆商品券と現金の交換は禁止しています。
- ◆額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ◆不足分については、現金の利用が可能です。
- ◆商品券の盗難、紛失についての対応はできませんので充分ご注意ください。

商品券の利用対象とならないもの

- ◆不動産や金融商品
…土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れ
- ◆出資や債務の支払い
…振込代金、振込手数料、公共料金等
- ◆有価証券、商品券、ビール券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ◆現金との換金、商品券との交換及び売買
- ◆特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※「たばこ」は購入可能です。

町内各事業者の皆さんへ

【商品券取扱店の登録について】

◆1回目に登録済の店舗

→ 2回目も継続して取扱可能です。
取消する場合のみ下記までご連絡ください。

◆2回目に新規登録する店舗

→ 大間町商工会にて随時受付します。なお、チラシに掲載される〆切は、1次受付7月20日(月)、2次受付7月27日(月)まで。申込書は商工会窓口及び役場産業振興課で配布しています。大間町ホームページからもダウンロード可能ですのでご利用ください。

☞ 【URL】<https://www.town.ooma.lg.jp/>

【問い合わせ先】※土日祝祭日は除く。
大間町産業振興課 ☎37-2537(直通)
大間町商工会 ☎37-2233



各種支援のご案内

世帯や個人の皆さま

給付

貸付

猶予・減免

中小・小規模事業者等の皆さま

給付

助成

貸付

猶予・減免

すべての方	特別定額給付金	一律1人当たり 10万円	大間町住民福祉課 37-2520
子育て世帯の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯に子ども1人当たり1万円改めて申請不要	大間町住民福祉課 37-2520
生活が苦しいひとり親世帯の方	ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯に5万円(第2子以降は3万円、収入減の場合5万円) 詳細は8月号に掲載	大間町住民福祉課 37-2520
アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	大学・短大・高専・専門学校生1人あたり20万円(住民税非課税世帯) 10万円(上記以外)	各大学等の学生課窓口
休業期間中賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	中小企業で働く従業員に月額最大33万円を支給	準備中
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援金	最大80万円(2人以上世帯) 最大65万円(単身世帯)	大間町社会福祉協議会 37-4558
収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	国民健康保険料・介護保険料: 大間町税務保険課 37-2518 国民年金:大間町住民福祉課 37-2520
生活苦で税・公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払い猶予	国税・地方税・電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払い猶予	国税:むつ税務署 22-3294 (国税局猶予相談センター) 地方税:大間町税務保険課 37-2518 各種公共料金:各事業者

売上がり半分以下で事業の継続が苦しい	持続化給付金	中小法人等 最大200万円 個人事業者 最大100万円 ※フリーランス含む 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	大間町商工会 37-2233
家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	一定の売上げ減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大600万円(※1) 個人事業者等 最大300万円(※2) ※1 最大100万円/月(給付率2/3,1/3)×6か月分 ※2 最大50万円/月(給付率2/3,1/3)×6か月分	大間町商工会 37-2233
雇用を維持できない	雇用調整助成金	雇用を維持する中小企業は一律10割助成 日額上限8,330円→15,000円に引き上げ	ハローワークむつ 22-1331
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀、信金、信組等でも利用可能に	日本公庫:0120-154-505 商工中金:0120-542-711 民間金融:0570-783-183
売上減で税・社会保険料が苦しい	国税・地方税・社会保険料の納付猶予	売上げが一定程減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	国税:むつ税務署 22-3294 (国税局猶予相談センター) 地方税:大間町税務保険課 37-2518 社会保険料:むつ年金事務所 22-4947
売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	売上げが一定程減少の場合、来年度は2分の1、または、ゼロに減免	大間町税務保険課 37-2518

次の流行(第二波)に備えて

①マスクの確保のお願い

第一波の流行時には、マスクが店頭から無くなる事態となりました。再流行に備えて、今のうちに、各ご家庭でマスクの確保をお願いいたします。



②マスクのご寄付のお願い

国から、各世帯に布マスクが配布されましたが、サイズが合わない等、ご使用にならない場合には、寄付箱を設置しますので、ご寄付をお願いいたします。お寄せいただいたマスクは町内福祉施設等、必要としている方に提供させていただきます。

回収期間：7月16日(木)～9月末日

設置場所：大間町役場

玄関横 町民ホール



③災害への備え

大雨や台風等により、災害の発生が増える時期となりました。各ご家庭においても、災害時に備えて『防災グッズ』や『飲食料の備蓄』など、準備をしておきましょう。万が一、避難所を開設するような大きな災害となった場合には、マスクや消毒液等の感染予防物品が必要となります。避難所にも準備はしておりますが、各自で準備し、避難の際には持参できるよう、非常持ち出し用バッグに入れておきましょう。



④新型コロナウイルス

接触確認アプリ(COCOA)のご紹介

国では、6月19日から、新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』の運用を開始しました。このアプリは、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリです。

利用者は、陽性者と接触した可能性をいち早く知ることができるので、保健所のサポートや検査などを早く受けれることや、外出自粛など適切な行動をとることに役立ちます。

アプリの利用者が増えるほど感染予防効果が高まることが期待されますので、ご利用ください。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



詳しくはこちら

厚生労働省
ウェブサイト



●接觸に関する記録は、端末の中だけで管理し、外には出ません

●どこで、いつ、誰と接觸したのかは互いにわかりません

※端末の中のみで接觸の情報(ランダムな符号)を記録します

※気力は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



観光客に安心を「見える化」 ～あおもり観光新型コロナ対策推進宣言施設 登録制度～

青森県では、観光客が安心して施設を利用できる環境をつくることを目的に、登録制度を実施します。

◆対象事業者

県内観光事業者

(宿泊施設、観光施設、旅行会社、交通機関、観光案内所など)

◆登録方法

- ①青森県観光国際戦略局観光企画課ホームページから専用様式（ポスターと登録申請書）をダウンロードします。
- ②ポスターに施設名を記載し、見える場所に掲示してください。
- ③掲示しているポスターの写真を添えて、登録申請書を①に記載の県担当課に申請します。
- ④県担当課で内容を確認後、同ホームページ内の「宣言施設一覧表」に掲載されます。

※詳細はホームページをご確認ください



【問合せ】青森県観光国際戦略局観光企画課
☎017-734-9385